

「温泉法第 18 条第 1 項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上  
の注意の掲示等について」に対する  
パブリックコメントの実施結果について

1. 意見の募集方法

意見募集期間：平成 26 年 1 月 24 日（金）から平成 26 年 2 月 7 日（金）まで

告知方法：環境省ホームページ

(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17653>)

意見提出方法：電子メール、ファックス又は郵送

2. 意見の提出状況

(1) 受付数（同じ方からの意見は複数回あっても 1 通としております）

・電子メール 14 通

・FAX 7 通

(2) 延べ意見数

・合計 52 件

（同じ方からの同じ意見が複数回あった場合、1 件として扱わせていただいております。）

3. 意見

別紙の通り。なお、重複した意見等に関しては省略させていただきました。

「温泉法第18条第1項の規定に基づく禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等について」に対するパブリックコメントの結果について

前文について		意見内容	回答案
番号	箇所		
1	1頁 下から9行目、2頁上から10行目	「専門的知識を有する医師(温泉療法医等)」について、「(温泉療法医等)」を削除して、単に「専門的知識を有する医師」とする。	ご指摘を踏まえ、「専門的知識を有する医師」と修正いたします。
2	1 1～3行目	「温泉法(昭和23年法律第125号)では、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意等を掲示しなければならないこととされています。」 「本文は、温泉法第18条の「温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、施設内に見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。」に基づいている。この規定の問題点は「施設内の見やすい場所」にあり、その1つは「施設内」であり、2つめは「見やすい場所」である。規定に準じて掲げられた掲示が、実際に「見やすい」けれど、文字が読めない掲示は数多いのである。その実例を1つ1つ写真で示したいところだが、この意見の紙面に載せる余裕がないので掲げないが、かつて私はそれらの実例を日本温泉協会の機関誌「温泉」に掲載したことがある。浴室の高い壁面に小さな表が架かっていたり、ホテルのフロントカウンターの奥の壁に掛かっていたり、脱衣場の狭い壁面にB5版サイズの小さな表が架かっていたり、数え上げたらその事例は数知れない。いちいち事例を示しても問題は解決しないので、今回の改正の際に掲示を掲げる「施設内」と「見やすい」場所の基準を定めるべきである。基準を定めると同時に、掲示の大きさ、様式を定め、その基本となる見本の掲示証を示すべきである。見やすいけれど読めない掲示を、この際一掃しなければならない。文字が小さすぎて読めない掲示も数多い。老眼の高齢者でも老眼鏡を持参して大浴場に向くことは先ずないので、小さな掲示証は見えても殆ど読めない。見やすく、読みやすい掲示を	ご意見の趣旨は、今後の温泉行政を進める上での参考といたします。
3	2 2頁上から4行目、6頁上から5行目	2頁上から4行目:なお、現に掲示しているものについては、今般の通知を踏まえて再検討を行うものとし、是正を要するものについては直ちに必要措置を講ずるよう努めること。 6頁上から5行目:掲示の手続 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、温泉法第18条第4項に基づき、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項を掲示又は変更しようとするときは、あらかじめその内容を都道府県知事へ届けなければならない。 と記載されている。2頁上から4行目に、「今般の通知を踏まえて再検討」とか、「温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意事項を掲示又は変更」とあるが、既設温泉施設の掲示について、(各既設温泉にも周知徹底されると思うが)再検討は誰が実施するのか、施設者が実施するのか、都道府県の行政が実施するのか、温泉の成分分析を実施した登録分析機関がするのか、また、費用負担は誰がするのか、明記するかもしくは通知時には明らかにすること。 また、「直ちに必要措置を講ずるよう努めること」とあるが、「直ちに」を削除して、単に「必要措置を講ずるよう努めること」とするか、目標時期(猶予期間)を明示した後、「必要措置を講ずるよう努めること」とする。 猶予期間は、最大で成分分析が義務付けられた10年とするのが、最も無理がない期間ではあるが、緊急性のある禁忌症については特に明示して、「直ちに」に対応するとする。	本掲示基準については、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づき、都道府県等に対する技術的助言として発出する予定であります。よって、新たな基準を周知するのは都道府県等ですが、現在掲示されている内容の再検討を行い掲示内容を変更するかどうかを判断するのは、温泉を公共の浴用又は飲用に供している者(以下「温泉事業者」という。)となります。 なお、「努める」とするとしている理由は、温泉法第18条第1項では温泉事業者に対し、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意等を掲示することが義務付けられていますが、その掲示内容については、法令によるものではありません。提示基準はあくまでも目安であり、全国一律の基準ではありません。温泉法では温泉事業者は当該掲示の内容を都道府県知事等に届け出ることになっております。なお、都道府県知事は当該掲示の内容について、原則として専門的な知識を有する医師の意見を聴き、決定することとしています。 禁忌症については直ちに必要措置を講ずることが求められますが、全国一律の基準ではありません。
禁忌	4 2 2ページ4～6行目	この文章は、主語が省かれているので、再検討を行う者は誰か、どの機関が明確ではない。是正が必要か否かの判断はどの機関が行うのか、必要措置を講ずるのは誰かも明確ではない。官公庁が、責任逃れのために書く典型的な文書ではないだろうか。主語を明確に記述するべきである。	ご指摘を踏まえ、「都道府県等及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、現に掲示しているものについては、今般の通知を踏まえて再検討を行うものとし、」に修正いたします。

禁忌症について

番号		意見内容	回答案
箇所	行番号		
5	2 2ページ9行目	禁忌症とは、ここで説明されたように「1回の温泉浴でも有害事象を生ずる危険性がある病状」と定義されている。しかし、2ページ22行以下では、浴用ではない飲用に對する含有成分別禁忌症が掲げられている。飲用利用に対する禁忌症の説明は、明らかに禁忌症の説明と矛盾する。	ご指摘を踏まえ、「1回の温泉入浴又は飲用でも」に修正いたします。
6	2 2頁 上から18行目表中	「進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病状、むくみのあるような重い腎臓の病状」とあるが、前者は単に「少し動くと息苦しくなるような心臓又は肺の病状」とし、後者は「蛋白制限のあるような腎臓の病状」とする。	「重い」としたのは、温泉入浴に際し、本人が自覚している状況に応じて判断をする場合が想定されるためです。例えば「腎不全」から「重い腎臓の病状」に修正した理由は、腎不全であるが透析中の人によっては身体機能が良ければ入浴可能であるためです。
7	2 2頁 上から22行目表中	Na、K、Mg、Iの各イオン成分の項におけるA値の根拠を明記されたい。	「第15改正日本薬局方-条文と注釈-(日本薬局方解説書編集委員会編)廣川書店、東京2006」等の文献を参考とし、専門的知識を有する医師による総合判断の結果、値を決定致しました。
8	2 18行目	従来に記載されていた「妊娠中の禁忌」がなくなつて、良かったと思います。温泉入浴に際して一番質問の多い項目でした。	ご意見ありがとうございます。
9	2 2ページ、18行、温泉の一般的な禁忌証(浴用)	妊婦(特に妊娠初期と末期)が、禁忌証の記載から抜けていますが、注釈つきで、禁忌証に記載してはどうでしょうか。	温泉地において生活している方がおり、住民には妊婦も含まれると考えられるが、特異な事象が発生しているとの報告はないことから判断されたものです。
10	2 2ページ 20行目 “② 泉質別禁忌症”	泉質別禁忌症は温泉法第18条に定める「施設内に見やすい場所に、環境省令で定めるところにより」掲示するだけでは不十分であり、積極的に温泉施設の入口や宣伝(ポスターなど)に利用者の目につきやすい大きな文字で分かりやすく記載すべきである。	ご意見の趣旨は、今後の温泉行政を進める上での参考といたします。 掲示の方法や説明の仕方については、法令等により決められているものではなく、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者が自主的に情報提供としての工夫を行うものであります。なお、温泉法第18条第1項では、施設内に見やすい場所に掲示することが義務付けられております。
11	2 「妊娠中は入浴を避けるべきだ」という規定の削除について	放射線の影響を調査して、削除を再考願います	温泉地において生活している方がおり、住民には妊婦も含まれると考えられるが、特異な事象が発生しているとの報告はないことから判断されたものです。
12	2 2ページ22行目～3ページ18行目	③含有成分別禁忌症の成分等の表で説明されているナトリウムイオンやカリウムイオン等「成分」欄の理解が出来ない。例としてナトリウムイオン3000mg/kgの場合が示されているが、何故400mlを越えると禁忌なのか分からない。ナトリウムイオンが4000mg/kgの場合は300mlとなるが、この場合はどうなるのか?古くから、ひ素や銅、ふっ素、鉛等の飲用利用の基準として、その1日の成分の総摂取量が定められたが、2ページ～3ページのナトリウムイオン等の成分量も、1日の総摂取量として規定した方が分かりやすい筈である。ナトリウムイオンが2400mg/kgの場合は500mlとなるが、この場合はどうか?3ページ4行目から7行目の「②飲用の方法及び注意」において、「温泉飲用の1日の量はおよそ200～500mlまでとすること。」としているため、具体的数値が500ml以上の場合は、温泉の1日の飲用量を越えているため、禁忌症を掲示することを要しない。」という説明もわかりにくい。成分の総摂取量を基準にした記述を併記するなり、より分かりやすい説明が必要である。恐らくこのままの説明では、現場は大混乱するに違いない。このページの説明は失敗作である。	ご指摘を踏まえ下記のように修正します。 「(例)ナトリウムイオン3,000mg/kg、カリウムイオン200mg/kg、マグネシウムイオン60mg/kg、よう素およびヨウ素イオン1mg/kgを含有する温泉を飲用する場合は、以下のとおり掲示する。 ・1日に100mL(よう素イオンの含有量から算出される限界値)を超えて温泉を飲用する場合: 甲状腺機能亢進症 ・1日に400mL(ナトリウムイオンの含有量から算出される限界値)を超えて温泉を飲用する場合: 塩分制限の必要な病態(腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など)を禁忌症とする。 なお、(この場合、カリウムイオン及びマグネシウムイオンに関しては下記の理由により禁忌症として掲示を行うことを要しない。) また根拠については下記のとおりとなります。 ※ナトリウムイオンが3,000mg/kgの場合について含有成分別禁忌症に記載された計算式にあてはめると(1,200/3,000)×1,000=400mLとなる。この場合、塩分制限の必要な病態(腎不全、心不全、肝硬変、虚血性心疾患、高血圧など)の人が400mLを超えて飲用する場合は禁忌症となる。 ※よう素イオンが1mg/kgの場合について含有成分別禁忌症に記載された計算式にあてはめると(1/0.1)×1,000=100mLとなる。この場合、甲状腺機能亢進症の人が100mLを超えて飲用する場合は禁忌症となる。 ※カリウムイオンが200mg/kgの場合について含有成分別禁忌症に記載された計算式にあてはめると(900/200)×1,000=4,500mLとなる。この場合、そもそも温泉の1日の最大飲用量である500mLを超えているため、カリウムイオンに対する禁忌症である「カリウム制限の必要な病態(腎不全、副腎皮質機能低下症)」の人が禁忌症に該当してしまう量の飲用を行うことは無い。そのため、禁忌症として掲示を行うことを要しない。 ※マグネシウムイオン60mg/kgの場合について含有成分別禁忌症に記載された計算式にあてはめると(300/60)×1,000=5,000mLとなる。この場合、そもそも温泉の1日の最大飲用量である500mLを超えているため、マグネシウムイオンに対する禁忌症である「下痢、腎不全」の人が禁忌症に該当してしまう量の飲用を行うことは無い。そのため、禁忌症として掲示を行うことを要しない。」
13	2 22行目	・温泉水の摂取量の計算式の表記ですが、たとえばNa+でしたら、(1,200/A)×1,000mLとすべきです。	ご指摘を踏まえ、「ナトリウムイオンを含む温泉を1日(1,200/A)×1,000mLを超えて飲用する場合」に修正いたします。また、カリウムイオン、マグネシウムイオン、よう素イオンについても同様の修正をいたします。
14	3 3頁 上から2行目	「具体的数値を記載すること」とあるが、「具体的飲用量を算出し記載すること」とする。	ご指摘を踏まえ、「具体的飲用量を算出して記載すること。」に修正いたします。
15	3		ご指摘を踏まえ、「具体的飲用量を算出して記載すること。」に修正いたします。
16	3	P.3 L5 「1日の量はおよそ」→「1日の総量はおよそ」 P.3 L6 「越えている」→「超えている」 P.3 L9 「よう素イオン」→「よう素イオン」 P.3 L17 「越えている」→「超えている」 P.4 L4 「入浴は避ける。」→「入浴は避けること。」 P.4 L12 「入浴、特に……入浴などは……入浴前に」 →「入浴時、特に……入浴時などは……あらかじめ」	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
17	3	P.3 L5 「としているため、」→「としており、」	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
18	3	P.3 L17 「となるため、」→「となり、」	ご指摘を踏まえ、修正いたします。

入浴又は飲用上の注意決定基準について

番号		意見内容	回答案
箇所	行番号		
19	4 4ページ 1行目 ①浴用の方法及び注意	従来の表記に比べわかりやすい表記になった点は評価できる。その周知徹底のためには、温泉提供者側が一定期間の温泉研修会の受講を受け(行政等が研修会を実施)、基本的事項について利用者に適切なアドバイスができるような体制づくりが望まれる。	ご意見の趣旨は、今後の温泉行政を進める上での参考といたします。
20	4 4頁 上から8行目	「1人きりで」とあるが、「1人で」または「単独で」が適切と考える。	ご指摘を踏まえ、「1人での」に修正いたします。
21	4 4頁 上から30行目	「頭を下げてゆっくり出て」とあるが、「頭を低い位置に保ってゆっくり出て」が適切だと思う。	ご指摘を踏まえ、「頭を低い位置に保ってゆっくり出て」に修正いたします。

22	4ページ 31行目 エ、入浴後の注意	肌の弱い人に対し、刺激の強い泉質では、入浴後に洗い流すことの必要性を説いているが、加えて、塩素消毒を行っている温泉についても同様の配慮が必要であることの記載が必要ではないか。	ご指摘を踏まえ、「ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質(例えば、酸性泉や硫酸泉等)や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分を温水で洗い流した方がよいこと。」と修正いたします。
23	4.9ページ31～34行目 9ページ1～2行目	「肌の弱い人は、温泉成分を洗い流した方がよい」場合に、「刺激の強い泉質では」とあるが、それに加えて「塩素投入をしている浴槽の温泉」の場合にも同じような対応が必要である。また一般利用者にとって一般的に、「刺激の強い温泉とは何か」、具体的にこの箇所だけではよくわからないので、予めの念頭に置くべきものを、たとえばの形で挙げておくことも必要である。「刺激の強い泉質」、「(たとえば酸性泉、硫酸泉の浴槽の温泉等)」と、利用者によりわかりやすく示し、並んで「塩素消毒されている浴槽でも」と明記するべきである。	ご指摘を踏まえ、「ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質(例えば、酸性泉や硫酸泉等)や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分を温水で洗い流した方がよいこと。」と修正いたします。
24	4.4ページ26～30行目	「(ア)運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。」の注意事項に「大声を出さずに」を挿入して「(ア)運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして、大声を出さずに静かに入浴すること。」とする必要がある。さらに入浴中の飲酒についても言及しなければならない。	公衆浴場における一般的な入浴マナーであることから、ご意見の趣旨は今後の温泉行政を進める上での参考といたします。また、入浴中の飲酒については、注意事項に「飲酒後の入浴は避けること」と記載しており、そもそも適切な行為ではありません。
25	5.5頁 上から12行目	「新鮮な温泉」、「源泉を直接引いた新鮮な温泉」とあるが、現状では、「飲泉施設について十分な公衆衛生上の配慮」によって滅菌等の処置がされている場合もあると聞く。滅菌等の塩素剤の使用は泉質にも影響を及ぼすことから、掲示された禁忌症や適応症も該当しなくなる恐れもあり、「十分な洗浄による公衆衛生上の配慮」と明記すべきである。	飲泉は、ゆう出口から湧き出した温泉をそのまま直接飲用する場合を指しています。配管等の施設は清掃点検を行うこととしていますが、温泉を塩素消毒することは想定していません。なお、温泉を塩素消毒した場合には、既に温泉本来の特性を失っているものと解していますので、温泉法上の飲用の利用の許可は不要となり、飲料であれば食品衛生法上の適用を受けることとなります。なお、飲用の利用許可を受けるに際して、飲用利用基準において施設の管理等(衛生管理、微生物学的衛生管理)を示すことを示しています。
26	5.5頁 上から17行目	「温泉飲用の1回の量は一般に100～150mL程度とし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること」とあるが、最大飲用量が従来の1000 mLから500 mLの半量になった根拠を開示して下さい。従来どおりの表現でよいと考える	含有成分により飲泉量の限界値が異なるため、1回がコップや湯飲み一杯程度の100～150mL、1日総量は3杯程度の300～500mLとするため、より安全性を確保することとしました。なお、飲用として販売されている温泉はそもそも、ミネラルウォーターやナチュラルミネラルウォーターの規格に従い食品衛生法に基づき製造されているものです。
27	5.5頁 上から22行目	温泉がpH3未満である場合(希釈が行われ、飲用に供する温泉がpH3以上になっている場合を除く。)は、この記載に代えて、「この温泉の液性は酸性であるため、真水で10倍に薄めた上で、飲用の1回の量は100mLまでとし、その1日の総量はおよそ200～500mLまでとすること。」とする。 と記載されている。「真水で10倍に薄めた上で」は「真水で〇(当該温泉がpH3以上になる希釈倍率)倍に薄めた上で」とし、当該温泉ごとに希釈倍率の数値を記載する。	ご指摘を踏まえ、「この記載に代えて、例えば「この温泉の液性は酸性であるため、真水でpH3以上となるようおおよそA倍に薄めた上で、」と修正いたします。また、「Aの数値は、pHにより異なるため、pH3以上となるように具体的希釈倍率を算出して記載すること。」を追加します。
28	5.5頁 上から26行目	「15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。」とあるが、根拠を開示してください。	15歳以下の人に関しては、体格等を考慮し、専門的知見を有する医師の意見を踏まえて、安全性を優先し、決定したものです。
29	5.5頁 上から34行目	「嚥下障害を発生している人は飲用を行わないこと。」とあるが、「嚥下障害を発生している人は飲用を行わないこと」や5頁上から26行目「15歳以下の人については、原則的には飲用を避けること。」など、飲用不可を知らせる項目は、「飲用の方法及び注意」の中でも、早い項目、例えば少なくとも「ウ」以前に、記載するべきであると考えます。	ご指摘を踏まえ、順番と記号を修正をいたします。
30	5.P.5 21行目	「別に定める方法」という記載だけではわかりにくい	別途、都道府県等に対し技術的助言として通知します。
31	5.P.5 36行目、P.6 5行目、P.6 13行目	禁忌症に関する記述において、番号のつけ方が適当でない。	ご指摘を踏まえ、P5「(3)基準の適用対象」、P6「(4)掲示の手続」、P6「3.療養泉の適応症」及びP8「4.留意事項」に修正いたします。
32	5	P.5 L15 「聴くことが望ましいこと。」→「聴くこと。」	ご指摘を踏まえ、修正いたします。

療養泉の適応症

番号/箇所	意見内容		
33	6.6頁 上から5行目、8頁の21行目	6頁には、浴用又は飲用について、「都道府県知事等は専門的知識を持つ医師の意見を聴くことを原則とする」としている。一方、8頁には、適応症について、「浴用又は飲用に供する施設ごとに同様に専門的知識を持つ医師の意見を聴く」としている。したがって、温泉施設者も、行政も医師の意見を聴くことになっている。ここは、まずは、温泉施設者が意見を聴くこととよいと考える。行政が専門的知識を持つ医師の意見を聴くことを原則とすることはしない。	ご指摘を踏まえ、P8の(3)掲示の手続について、「適応症の掲示を5.(1)の基準に沿って行おうとする場合、公共の浴用又は飲用に供する者は、都道府県、保健所設置市又は特別区が必要に応じて定める手続を経ることとする。また、掲示内容の決定に際しては、都道府県等は専門的知識を有する医師の意見を聴くことを原則とすることが望ましい。」と修正いたします。なお、温泉事業者が直接専門的知見を有する医師の意見を聴くことを妨げるものではありません。
34	6.6ページ 13行目 5、療養泉の適応症	ここで「温泉」とは別に「療養泉」という用語が用いられるが、「温泉」と「療養泉」との違いについて医学的根拠の説明が必要ではないか。	療養泉は法令用語ではなく、運用上で用いられているものであります。ご意見は、今後の温泉行政を進める上での参考といたします。
35	6.6ページ13行目5、療養泉の適応症	ここでも「療養泉」についての説明がないので、わかりやすい補足説明が必要である。特に、「銅イオンやアルミニウム等の特殊成分をふくむ療養泉については、どんな適応症があるかわからないので、はっきりと明記してほしい。	療養泉は法令用語ではなく、運用上で用いられているものであります。ご意見は、今後の温泉行政を進める上での参考といたします。
36	6.13～14行目宇	温泉法第18条が規定する「温泉の成分等の掲示」の法文は次のように書かれている。 第十八条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。 一 温泉の成分 二 禁忌症 三 入浴又は飲用上の注意 四 前三号に掲げるもののほか、入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの この条文では療養泉の適応症の掲示は記されて無く、単に入浴の注意となっている。今回の改正案では、6ページ13行目に唐突に「療養泉の適応症」に関する項目が表れるが、第18条の掲示項目と係わりがないこととあり分りにくく、納得出来ない。 温泉の掲示は、法律の規定に準ずるべきであり、適応症の記載・掲示は別途それを掲げるに値する温泉利用形態の温泉施設を選別して決定すべきである。	適応症については、法令に基づく掲示義務はなく、適応症の掲示がなされていなくても罰則はありません。したがって、国において適応症の掲示基準を示す必要はなく、あくまでも参考として掲示の基準を示しているものです。
37	6.13行目	療養泉は鉱泉分析指針における温泉分類法の1つである。地中から湧出する泉水の成分分析結果に基づいて分類され、療養泉の泉質名を決定する。我が国の温泉利用の現場では、ひとたび療養泉の泉質名が決定すると、泉質名に対応して書き込まれる適応症が、あたかも温泉の治癒効能作用を有するものと受け止められてきた。しかし、いまでは療養泉の適応症を、その泉水の利用状況の面から評価して掲示しなければならぬ状況が生み出されている。 現状、すなわち温泉利用の現場における温泉の適応症での掲示の状況でどの様であるかといえば、例えば、例え利用温泉水への加水、循環濾過が図られていても、原水の療養泉の泉質名に対応した適応症がそのまま掲示されている。これを許してきたのは、環境省を始めとした温泉所管官庁機関であり、怠慢の極みとみられることも出来る。もはや加水、循環濾過された泉水は温泉法第2条の「温泉」ではなく、ましてや療養泉ではあり得ない。療養泉の適応症の決定と掲示に関しては、温泉利用の現状を正した適切な対応が必要である。環境省は、今回の温泉の掲示の改正を契機に、これまで怠慢が招いた弊害を一掃するべき(注:原文まま)である。	適応症の掲示については、法令事項ではなく温泉事業者の任意によるものです。また、掲示の内容については、不当表示品類及び不当表示防止法に基づき、適正に対応されているものと考えます。 温泉法には適応症についての規定はなく、掲示の義務はありません。また、適応症についての掲示方法や手続については、必要に応じて都道府県等が別途定める手続を経ることとなります。
38	6.14行目	これまでの改訂以前の掲示では、「温泉療養」は浴用上の注意事項として、幾つかの項目に分けて書かれていた。「温泉療養」とは何か?この問いに対する答えを先ず明確に記述しておく必要がある。現状の温泉利用は1泊2日型が主流であり、恐らくこの利用形態を浴用利用と定義するのであろう。しかるに、今回の改訂で「温泉療養」を単独の項目として掲げたことの意味は重要である。本来、単なる温泉の浴用利用と「温泉療養」とを区別して掲示を行うべきだったのである。この改訂の機会に、単なる浴用利用と「温泉療養」とを明確に区別して分けるようにするべきである。	温泉療養については意見募集対象6ページ5. に記載の通りとなります。主なものとして、 ① 温泉療養の効用は、温泉の含有成分などの化学的因子、温熱その他の物理的因子、温泉地の地勢及び気候、利用者の生活リズムの変化その他諸般によって起こる総合作用による心理反応などを含む生体反応であること。 ② 温泉療養は、特定の病気を治癒させるよりも、療養を行う人の持つ症状、苦痛を軽減し、健康の回復、増進を図ることと全体的改善効用を得ることを目的とすること。 ③ 温泉療養は短期間でも精神的なリフレッシュなど相応の効用が得られるが、十分な効用を得るためには通常2～3週間の療養期間を適当とすること。 と記載しております。
39	6.8ページ、13.30・31行目、8ページ、2.5・9・12・17行目	「療養泉」の記載は「温泉」の方がわかりやすい。	療養泉は法令用語ではなく、運用上で用いられているものであります。ご意見は、今後の温泉行政を進める上での参考といたします。
40	7.7頁 表中	「軽い高コレステロール血症」、「軽い喘息又は肺気腫」とあるが、「軽い」を「初期の」とする。	当該病態の「初期」以外の場合でも温泉療養を行える可能性があるため、病態の状態を判断基準とする現在の記載のままとします。
41	7.p7、2行目 泉質別適応症のうち、単純温泉「自律神経不安定症、不眠症、うつ状態」	すべて削除し、一般的適応症(浴用)と統合する。	療養泉の一般的適応症と泉質別適応症については、掲示にあたり、適応症が重複した場合に泉質別適応症を優先させるとしてあります。 ご意見の箇所については、同内容の記載がされておりますが、上記の記載に従って掲示されることとなります。
42	7.p7、2行目 飲用の「高コレステロール血症」	「高コレステロール血症」を「脂質異常症」へ変更する。	中性脂肪に対する科学的根拠が明確では無かったため、現行のままとします。

43	7	<p>本件別紙5.(1)〇2単純温泉の項浴用の欄(第7ページ第2行目)には、「自律神経不安定症、不眠症、うつ状態」とあります。</p> <p>しかし、単純温泉が他の泉質の温泉に比べてこれらの適応症に対して有効であるという科学的根拠があるのでしょうか？私の推測では、単純温泉とは、溶存物質が少ない温泉を指すにすぎないことから、このような温泉が他の泉質の温泉に比べてこれらの適応症に対して有効であることは、ありそうにないと思います。</p> <p>私の意見では、これらの症状は、同〇1に掲げられている「自律神経不安定症、ストレスによる諸症状(睡眠障害、うつ状態など)」と重複しており、不要だと思います。</p> <p>この点、単純温泉は、溶存物質が少ないため、身体への作用が緩やかであることから、他の泉質の温泉と比べてこれらの適応症に対して有効であるとも考えられます。しかし、そうであれば、疲労回復や健康増進といった適応症についても同様であると思われ、疲労回復等については単純温泉の泉質別適応症としないにもかかわらず、自律神経不安定症等についてだけ泉質別適応症とするのは、不合理だと思います。それにもかかわらず、これらだけ単純温泉の泉質別適応症として掲げれば、単純温泉は、他の泉質の温泉と比べて特にこれらの適応症に対して有効であるといった迷信が生じかねないと思います。</p>	<p>療養泉の一般的適応症と泉質別適応症については、掲示にあたり、適応症が重複した場合に泉質別適応症を優先させるとしてあります。</p> <p>ご意見の箇所については、同内容の記載がされておりますが、上記の記載に従って掲示されることになります。</p>
44	8ページ 21～25行目 (2)掲示の手続	<p>「公共の浴用及び飲用に供する施設ごと」とあるが、温泉を利用する「公衆浴場等における利用ごと」も含まれるならば、しっかり併記していただきたい。</p>	<p>「公共の浴用に供する施設」とは、不特定多数の人が浴用に供する施設を指しています。よって、不特定多数の人が利用する形態である温泉旅館、公衆浴場等を公共の用に供する施設としています。</p>
45	8ページ29行目～6、留意事項 2ページ・1行目～9ページ・5行目 全体	<p>「掲示内容は、ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、ゆう出口における分析結果に基づき掲示して差し支えない」とある。しかしながら、特に源泉を人為的に「加水」「薬剤投入」して浴槽で提供している場合には、加水の量が多いほど温泉成分が薄まっていたり化学変化を起しているため、利用者の健康に対して適正な注意喚起ができるよう「浴槽での温泉分析」を行って、その結果の正しい「泉質」や「適応症・禁忌症等」を知らしめるよう掲示するよう、きちんと明示すべきである。</p>	<p>掲示内容については、(環境省からの通知により)原則利用施設における成分分析結果に基づき行うこととしています。利用形態等において源泉と利用施設との間に差異がないと認められる場合に限り、ゆう出口における分析結果であることを明示し掲示することは差し支えないとしています。</p> <p>なお、加水、加温、循環及び入浴剤の添加や消毒がなされている場合には、その旨と理由を掲示する義務があります。それらの割合等を表示することは、温泉利用者への情報提供を進める観点から望ましい事項ではありますが、これらの程度については、気温の変化や利用者の多寡により変動する可能性があること、また、測定や検証が困難であることなどから、掲示項目として加えることは適当ではなく温泉事業者等が自主的に取り組み、より多角的に情報提供が進むことが望まれます。</p>
46	8頁 上から27行目	<p>留意事項の項、最後尾の文末に、「恒常的に分析結果を示すことは困難である。」とあるが、「温泉成分の恒常的な提示は困難である。」とし、この文章を8頁28行目の項目の初めに移動する</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下記の通り修正します。</p> <p>「温泉は自然由来のものであり、ゆう出口後に空気との接触による酸化、揮発性成分の揮散等により、温泉成分に変化が見られる場合もあり、実際の浴用にあたりは気温変化や利用者の多寡による変化の度合いも異なるため、温泉成分の恒常的な提示は困難である。</p> <p>掲示内容については、利用施設における成分分析結果に基づき行うことを原則とする。ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、ゆう出口における分析結果に基づき掲示して差し支えないとしている。よって、源泉の分析結果に基づき適応症を判断したものである場合にはその旨が温泉利用者へ分かるようにすること。また、利用施設における温泉の成分分析結果に基づいて適応症を判断した場合にはその旨を掲示することは差し支えない。</p> <p>なお、加水、加温、循環(ろ過)、消毒、入浴剤添1加については、温泉法施行規則第10条に基づき、公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由を掲示する必要がある。」</p>
47	8 28～30行目	<p>掲示内容については、利用施設における成分分析結果に基づき行うことを原則とするが、ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、ゆう出口における分析結果に基づき掲示して差し支えないとしている。この文章は公然たる空文である。この空文を過去数年間通知に書き続けてきた結果が、かつての白骨温泉の温泉偽装事件などを生む原因となっている。「ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合」に差異を認めるのは誰なのか？差異を承知しているのは、施設の主であり、温泉を利用に供する者が掲示を行う際に提出する書類を受理する所管の担当者である。加水、循環濾過などの利用は必然的に提出書類に書き込まれるので担当者は確認出来るはずである。それなのに、加水や循環濾過などの利用施設で、それらの成分分析に基づく掲示が為された施設は殆ど皆無に等しい状況だろう。壮大な空文は改めなければならない。現在のペーパーペンを演じ続けた「佐村河内守」のような壮大な嘘が、温泉の掲示の現場では繰り返してきたのである。今それを改めなければならない。加水や循環濾過などの温泉利用施設では、浴室における成分分析に基づく掲示を徹底すべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨は今後の温泉行政を進める上での参考といたします。</p>
48	8	2 今般、浴用における一般的適応症と泉質別適応症において重複する症状等を設定した理由を教えてくださいませんか？	<p>療養泉の一般的適応症と泉質別適応症については、掲示にあたり、適応症が重複した場合に泉質別適応症を優先させるとしてあります。</p>
49	9 P.9 2行目 最後の文章	<p>「そもそも」以下の文章表現を誤解のないようにしていただきたい。</p> <p>平成17年3月に環境省自然環境整備課より出された「平成13年温泉法改正に伴う法施行通知の解釈について」での文章「加水・加温・循環(ろ過)・消毒・入浴剤添加」については、気温の変化や利用者の多寡によりそれぞれその程度が変化することから、それに伴って利用施設の成分も変化する。恒常的な分析結果を示すことは困難である。このため、これらの人為的な加工を加える前の段階の源泉の分析結果、及び加水等を行った場合はその旨及びその理由を掲示する」の方が誤解がなくなりやすい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、下記の通り修正します。</p> <p>「温泉は自然由来のものであり、ゆう出口後に空気との接触による酸化、揮発性成分の揮散等により、温泉成分に変化が見られる場合もあり、実際の浴用にあたりは気温変化や利用者の多寡による変化の度合いも異なるため、温泉成分の恒常的な提示は困難である。</p> <p>掲示内容については、利用施設における成分分析結果に基づき行うことを原則とする。ゆう出口と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合には、ゆう出口における分析結果に基づき掲示して差し支えないとしている。よって、源泉の分析結果に基づき適応症を判断したものである場合にはその旨が温泉利用者へ分かるようにすること。また、利用施設における温泉の成分分析結果に基づいて適応症を判断した場合にはその旨を掲示することは差し支えない。</p> <p>なお、加水、加温、循環(ろ過)、消毒、入浴剤添1加については、温泉法施行規則第10条に基づき、公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由を掲示する必要がある。」</p>
50	-	<p>温泉成分分析機関側の対応について質問いたします。</p> <p>①現在、温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の決定は、S57.5.25環自第227号各都道府県知事宛 環境庁自然保護局長通知 第2にて、温泉の適応症の決定は同通知第5にて行われていると思います。</p> <p>温泉利用施設において掲示されるまでの手続の現状としては、利用申請者の持参する、分析機関が作成した「温泉分析書別表」を参考に都道府県知事が(医師の意見を徴したうえで)禁忌症・注意事項・適応症を温泉利用許可証に記載するなどして掲示させる場合と「温泉分析書別表」を確認しそのまま掲示を許可する場合がありますが「ほとんど」と思われます。</p> <p>温泉分析書別表(正確には禁忌症・適応症等)は、S53.5.15環自第214号 各都道府県知事宛環境庁自然保護局長通知の「温泉分析書作成上の注意事項」12.において「掲示に必要な参考事項であり直接掲示に結びつくものではない」としていますが、実際は「温泉分析書別表」に頼るところが大きいと理解しています。この現状を踏まえて、p2の4～6行目の対応についてですが、掲示事項の是正時においては、分析機関の作成する今般の改正に基づく内容の「温泉成分分析書別表」の添付が要求されるのでしょうか？もしその場合は過去10年間にわたってさかのぼり、「温泉成分分析書別表」の内容を修正し再度作成するkとおが義務となるのでしょうか？またこれは、利用施設等より要求があった場合のみ義務となるのでしょうか？</p> <p>②上記の際の温泉分析書別表の記載内容については雛形が示されるのでしょうか？</p> <p>③また現行の各通知等については今般の改正内容と整合性がとられるよう改廃が行われるのでしょうか？例：温泉利用基準 第2飲用利用基準</p> <p>④当検査機関では複数の都道府県にて分析を実施していることから、①における各都道府県の利用施設における掲示の是正の対応について差異が生じないよう統一した対応を技術的指針のような形で示していただきたいと思っております。</p>	<p>温泉分析書別表については、ご意見のとおり参考事項であり、雛形等を示す必要は無いと考えています。また、今後、登録分析機関は温泉の成分分析を実施する際には、新たな掲示基準に基づき、温泉成分分析書別表を作成していただきますが、過去に遡り温泉分析書別表を発行する法令上の義務はありません。温泉事業者から、新たな基準に基づいた登録分析機関の発行する別表を求められた場合には適宜契約等に基づいて対応してください。</p> <p>なお、「温泉法第13条の運用について」(昭和57年5月25日付け環自第227号環境庁自然保護局長通知)は廃止の予定です。</p>
51	-	・適応症に、「自律神経不安定症、ストレスによる諸症状」が入って、良かったです。温泉は心身共にリラックスしやすくなることになりました。	ご意見ありがとうございます。
52	-	<p>先日、公衆浴場組合よりお知らせがございました。「温泉法」の「禁忌症及び入浴又は飲用上の注意の掲示等」についてのパブリックコメントについての書類であります。昭和57年に定められたものであり、長い年月が経過して、最新の医学的知見等を踏まえた見直しの検討案とのことでした。趣旨は理解いたしますが、浴場組合からの配布資料に掲載されている案には賛成しかねます。掲示基準案の抜粋の中に</p> <p>2-(2)入浴又は飲用上の注意の掲示の基準</p> <p>イ、飲泉は決められた場所で、温泉を直接引いた新鮮な温泉を使用すること。</p> <p>オ、飲泉には、自身専用又は使い捨てのコップなどの衛生的なものをを用いること。</p> <p>キ、飲泉場から飲用目的で温泉水を持ち帰らないこと</p> <p>5-(1)療養泉の適応の掲示基準、泉質別適応症</p> <p>『やけど』『慢性婦人病』の削除</p> <p>硫酸塩泉の適応症が『塩化物泉におなじ』となる。など</p> <p>イについては理解できます。</p> <p>オについては無理だと思われ。費用や手間を考えると出来ません。</p> <p>キについては、お客様の中には楽しみにしている方もおられます。どうなんでしょうか？</p> <p>2-(2)、5-(1)とも新しい法律、規制と感ずる。昔の基準で造られた施設に対しては適応すべきでは無いと感じます。</p> <p>法律の改正の後の基準で造られた施設に適用するのは理解できます。設備の改修費用も莫大になり、お店を休業して工事をすれば大きな損失であり、お店には売り上げがなくなり、働く方も収入が減少します。改修費用を国や自治体が負担するのであれば良いですが、小さな会社、企業には負担が重すぎます。例えば、耐震基準に満たされていない住宅、建物には新しい基準の後は基準を満たさないと使用できません。車の衝突安全基準や燃費基準が最新の基準に達していない車は走れなくなります。と基準を改正するのと同じように感じてしまいます。現実的に無理かと思えます。</p> <p>新しく基準を作り直すことは、良いと思いますが、既存の業者が生活が出来るような施作をお願いいたします。公衆浴場の業者はほとんどが小さな会社です。個人経営も多いです。この件で廃業に追い込まれる事がないかと危惧いたしました。ほんの些細な事と思われるかも知れないのですが、非常に心配です。小さな会社への配慮を是非とも、お願いいたします。</p>	<p>温泉法第15条第3項において、都道府県知事は衛生上有害な場合は温泉を公共の浴用又は飲用に供する者からの許可申請に対して不許可とすることができるなど、衛生面、健康面等に関して規定されています。ご指摘の内容については、温泉法の趣旨に鑑み、現行のままとします。なお、温泉法では第31条の規定に基づき、公衆衛生上必要があると認められる場合には、利用の許可を取り消すことができます。</p> <p>なお、適応症については、温泉法に基づく掲示義務はなく、適応症の掲示がなされていなくても罰則はありません。したがって、国において適応症の掲示基準を示す必要はなく、あくまでも参考として掲示の基準を示しているものです。</p>
※ページ、番号、意見内容等については、原則として寄せられた意見を基に記載し、一部修正を加えている。			